

# あま市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

(令和4年12月22日)

(あま市条例第23号)

## 目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 公正な職務の執行の確保のための体制（第7条・第8条）

第3章 公益目的通報（第9条－第13条）

第4章 要望等への対応（第14条－第21条）

第5章 不利益な取扱いの禁止等（第22条－第24条）

第6章 雑則（第25条・第26条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、職員の公正な職務の執行を確保するために必要な事項を定めることにより、信頼される市政の確立を図り、もって公共の利益の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤し、若しくは通学する者又は市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により愛知県が給料その他の給与を負担する職員で、市に勤務するものを除く。）並びに同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち、市長、副市長、教育長及び地方公営企業の管理者をいう。
- (3) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則（規程を含む。）並びに市の執行機関がその職務を執行するために定める基準その他の内規をいう。
- (4) 管理職員 あま市職員の給与に関する条例（平成22年あま市条例第52号）第10条に規定する管理職手当の支給を受ける職員をいう。
- (5) 市民等 市民及び職員の職務の執行に関係する者をいう。
- (6) 通報対象事実 職員の職務の執行に関する事実であって、法令等に違反するもの又はそのおそれのあるものをいう。
- (7) 公益目的通報 通報対象事実が生じている又は生じるおそれがある旨をこの条例の定めるところにより通報することをいう。
- (8) 公職者 次に掲げる者及びその秘書その他次に掲げる者の活動を補佐する者をいう。

ア 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

イ 他の地方公共団体の長

(9) 要望等 職員以外のものが職員に対して行う市政に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為で職員の作為又は不作為を求めるものをいう。

(10) 不当要求行為 次に掲げる行為をいう。

ア 正当な理由なく次に掲げることを求める行為

(ア) 特定の者に対して有利又は不利な取扱いをすること。

(イ) 特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

(ウ) 執行すべき職務を執行しないこと。

(エ) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

(オ) 入札の公正を害すること又は公正な契約事務の執行を妨げること。

(カ) 人事（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害すること。

(キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、法令等に違反することを行うこと。

イ 職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為  
ウ 暴力、乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

（職員が遵守すべき倫理原則）

第3条 職員は、自らの行動が市政の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、市民から信頼される職員であるよう、職員としての資質の向上及び倫理の高揚に努めなければならない。

2 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

4 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの金銭、物品その他の財産上の利益の供与（通常一般の儀礼の範囲の香典又は供花その他これらに類するものを除く。）又は供応接待を受けること等の市民の疑惑を招くような行為をしてはならない。

5 職員は、職務の執行に当たっては、法令等を遵守するとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

6 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

（任命権者の責務）

第4条 任命権者（地方公務員法第6条に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、職員の資質の向上及び職務に係る倫理の保持を図るため、職員の意識の啓発、研修の実施、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 任命権者は、不当要求行為に適切な対応ができる体制の整備、公益目的通報をした者、要望等に係る記録の提出をした者又は通報対象事実若しくは要望等に係る調査に協力した者（以下「公益目的通報者等」という。）の保護その他この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。  
（管理職員の責務）

第5条 管理職員は、その職責の重要性を認識し、自らの資質向上を図り、公正な職務の執行及び適正な服務規律の確保を図るとともに、その管理し、又は監督する職員の誠実かつ公正な職務の執行について適切な指導を行わなければならない。  
（市民等の責務）

第6条 市民等は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、職員に対して不当要求行為をしてはならない。

第2章 公正な職務の執行の確保のための体制  
（公正職務審査会）

第7条 職員の公正な職務の執行に関し審査等を行うため、あま市公正職務審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公益目的通報の受理、通報対象事実の調査、審査及び報告に関すること。
- (2) 要望等に係る記録の調査、審査及び答申に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の法令遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関して、市長に意見を述べること。

3 審査会は、委員3人以内で組織する。

4 審査会の委員は、法令等に関し高い識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審査会の委員の再任は、妨げないものとする。

7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認める場合は、公開することができる。

9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（公正職務推進委員会）

第8条 職員の公正な職務の執行に関し調査等を行うため、あま市公正職務推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公益目的通報の通報対象事実の調査に関すること。

- (2) 要望等に係る記録の調査、審査及び報告に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の法令遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関すること。
- 3 推進委員会の委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 4 前3項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 公益目的通報

#### (公益目的通報)

第9条 職員は、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、審査会に公益目的通報をすることができる。

- 2 職員は、実名を明らかにして公益目的通報を行わなければならない。ただし、通報対象事実があると信ずるに足りる相当の根拠を示したときは、匿名で公益目的通報をすることができる。
- 3 職員は、公益目的通報を行うに当たっては、誠実に行うものとし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行ってはならない。

#### (審査会による通報対象事実の審査等)

第10条 審査会は、前条の規定により公益目的通報を受けたときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、速やかに必要な調査を行い、審査するものとする。

- (1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的でなされた通報であることが明らかな場合
  - (2) 公益目的通報による通報内容（以下「通報内容」という。）が通報対象事実には該当しないことが明らかな場合
  - (3) 通報内容が極めて不明確であり、公益目的通報をした者に説明を求めたにもかかわらず当該事実の内容が把握できない場合
- 2 審査会は、前項各号のいずれかに該当すると認め同項の審査をしないこととしたときは、当該審査を実施しない旨及びその理由を市長又は当該事実に係る任命権者（以下「市長等」という。）に報告するものとする。
  - 3 審査会は、第1項の規定により審査をする場合において、推進委員会に必要な調査を行わせることができる。
  - 4 第1項又は前項の調査の対象となる職員は、正当な理由がある場合を除き、その調査を拒んではならない。
  - 5 第1項又は第3項の調査は、公益目的通報をした者及び調査に協力した者の秘密を保持し、これらの者の保護を図るよう留意しつつ、必要かつ適切と認められる方法により実施しなければならない。

#### (審査結果の報告等)

第11条 審査会は、前条第1項の審査の結果、通報対象事実があると認めるときは、その内容を市長等に報告するとともに、当該通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置、法令等に基づく措置、再発防止のために必要

な措置その他の適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるよう勧告するものとする。

- 2 審査会は、前条第1項の審査の結果、通報対象事実があると認められないとき又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならないときは、その旨を市長等に報告するものとする。

（任命権者による是正措置等）

- 第12条 任命権者は、前条第1項の規定による勧告を受けたときは、速やかに是正措置等を講じなければならない。

（公益目的通報をした者に対する通知）

- 第13条 審査会は、第11条第1項の規定により市長等に報告及び勧告をしたときは、その内容を当該公益目的通報をした者に通知しなければならない。

- 2 審査会は、第10条第2項又は第11条第2項の規定により市長等に報告をしたときは、その旨を当該公益目的通報をした者に通知しなければならない。

- 3 前2項の規定は、公益目的通報が匿名によりなされたものであるときは、適用しない。

#### 第4章 要望等への対応

（要望等への対応の基本原則）

- 第14条 職員は、要望等がなされたときは、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。

- 2 職員は、特定のことを特別に扱うことを求める要望等に対しては、他のものの権利及び利益を害さないように十分留意し、正当な理由なく、特定のものの便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

- 3 職員は、不当要求行為が行われた場合（不当要求行為が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、公正な職務の執行及び職員の安全の確保を図るため、複数の職員により組織的に毅然とした態度で対応しなければならない。

（要望等の記録及び提出）

- 第15条 職員は、要望等を書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）以外の方法により受けたときは、その内容を記録し、任命権者に提出しなければならない。この場合において、当該記録をするに当たっては、不実又は虚偽の記載をしてはならない。

- 2 職員は、要望等の意図及び内容を正確に把握するために、要望等を行った者（以下「要望者」という。）に対し、当該要望等を記録した書面の提出を求めることができる。

- 3 職員は、要望等の内容が記録された書面が提出された場合において、要望等の意図及び内容を正確に把握するために必要なときは、要望者にその内容を確認するものとする。

4 職員は、前2項の書面の提出を受けたときは、当該書面又はその写しを任命権者に提出しなければならない。

5 要望等の記録及び提出に関し必要な事項は、規則で定める。  
(記録の例外)

第16条 職員は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条に規定する記録をしないことができる。

(1) 公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録がなされるとき。

(2) 要望等の内容が単なる問合せ又は事実関係の確認にすぎないことが明白であるとき。

(3) 公職者以外のものからの要望等であって、その内容が次のいずれかに該当するとき(当該要望等の内容が自己又は第三者に特別の利益又は不利益を与えることを求めるものであって、公正で公平な市政運営を阻害するおそれがあると認めるときを除く。)

ア 日常的に行われる営業活動に係るもの

イ 多数の者が利用する公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされるもの

ウ 多数の要望等に順次対応するような場合であって、個別に記録する必要性が乏しいもの

エ 要望等への対応がその場で終了するもの

(確認の機会の付与)

第17条 要望者は、任命権者に対し第15条第1項の規定による記録の内容について確認を求めることができる。この場合において、職員は、速やかに要望者に対し、当該記録を提示しなければならない。

2 任命権者は、前項の確認の結果、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処理をするものとする。

(1) 記録されている情報に誤りがある場合 当該情報の訂正

(2) 記録されるべき情報が明らかに記録されていない場合 当該記録されるべき情報の追加

(3) 事実でない情報が記録されている場合 当該情報の削除

(推進委員会への報告)

第18条 第15条第1項の規定による記録又は同条第4項の規定による書面又はその写し(以下これらを「記録等」という。)の提出を受けた任命権者は、不当要求行為があったと認めるときは、職員の公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとし、提出を受けた記録等とともに当該措置の内容を推進委員会に報告するものとする。

2 任命権者は、次に掲げる場合であって必要があると認めるときは、記録等を推進委員会に提出するものとする。

(1) 記録等の内容が不当要求行為であるかどうかを判断できない場合

(2) 不当要求行為への対応に関する方針を決定し難い場合

3 前2項の規定にかかわらず、職員は、不当要求行為があったと認める場合であって、必要があると認められるときは、推進委員会に記録等を提出することができる。

(推進委員会による審査)

第19条 推進委員会は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、審査するものとする。この場合において、当該報告を受けた措置が不十分であると認めるときは、公正な職務の執行の確保のために必要な措置についての意見を付して、当該措置に係る任命権者に報告するとともに、当該不当要求行為への対応に関する方針の指示を行うものとする。

2 推進委員会は、前条第2項又は第3項の規定による記録等の提出があったときは、速やかに必要な調査を行い、不当要求行為に該当するかどうかについて審査し、又は任命権者が講ずべき措置の内容について審査するものとする。

3 推進委員会は、前項の規定による審査において、当該要望等が不当要求行為に該当するかどうかについて判断できないときは、審査会に諮問することができる。

4 推進委員会は、前項の規定によるもののほか、要望等に対して任命権者が講ずべき措置の内容について、審査会に諮問することができる。

5 審査会は、前2項の規定による諮問があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該要望等が不当要求行為に該当するかどうかを審査し、又は任命権者が講ずべき措置の内容について審査し、推進委員会に答申するものとする。

6 推進委員会は、第2項の審査をする場合において第3項又は第4項の規定により審査会に諮問したときは、審査会の答申を尊重して当該審査をしなければならない。

(推進委員会からの報告等)

第20条 推進委員会は、前条第2項の規定による審査の結果、不当要求行為に該当すると認めるときは、公正な職務の執行の確保のために必要な措置についての意見を付して、当該措置に係る任命権者に報告するとともに、当該不当要求行為への対応に関する方針の指示を行うものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第21条 任命権者は、前条の規定による報告を受けたときは、指示のあった対応方針に従って速やかに不当要求行為を行った者に対する警告、当該要望等の記録の公表その他必要な措置を講ずるものとする。

第5章 不利益な取扱いの禁止等

(不利益な取扱いの禁止)

第22条 任命権者及び職員は、公益目的通報者等に対し、その者が公益目的通報者等であることを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(不利益な取扱いに係る是正の申立て)

第23条 公益目的通報者等は、自らが公益目的通報者等であることを理由として不利益な取扱いを受けたと思料するときは、規則で定めるところにより、審査会に対し、その是正を申し立てることができる。

(不利益な取扱いに対する調査等に係る公益目的通報の規定の準用)

第24条 第10条から第13条までの規定は、不利益な取扱いに係る申立てが審査会になされた場合について準用する。この場合において、第10条第1項中「前条の規定により公益目的通報を受けた」あるのは「第23条の規定により申立てを受けた」と、第10条第1項第1号中「なされた通報」とあるのは「なされた申立て」と、同項第2号中「公益目的通報による通報内容(以下「通報内容」という。)」とあり、並びに同項第3号中「通報内容」とあるのは「申立ての内容」と、第10条第1項第2号並びに第11条第1項及び第2項中「通報対象事実」とあるのは「不利益な取扱い」と、第10条第1項第3号及び同条第5項並びに第13条第1項及び第2項中「公益目的通報をした者」とあるのは「申立てをした者」と、同条第3項中「公益目的通報」とあるのは「申立て」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

(運用状況の公表)

第25条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。